

第23回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

- 1 日時 平成30年1月11日（木）午前10時30分～正午
- 2 場所 市役所本庁舎 地下1階第11共通会議室
- 3 出席者
 - (1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員
坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員
 - (2) 大阪市職員
谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長
- 4 議題
 - (1) ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議
 - (2) 個別案件の調査審議
- 5 議事

○森 課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第23回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。皆様、明けましておめでとうございます。本日もお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森と申します。よろしく願い申し上げます。着席させていただきます。

それでは、まず皆様お手元の資料につきましてご案内いたします。お手元の資料の1枚目に「第23回大阪市ヘイトスピーチ審査会 次第」、2枚目に「配席図」をお配りしております。さらにその下に、資料一覧と3種類の資料をお配りしております。まず、資料1としまして、「答申案」と題した資料をお配りしております。また、その他として、参照条文、参考資料がございます。なお、今申し上げました資料1「答申案」の中の21頁、22頁に当該資料にかかる諮問書の写しを掲載しておりますので併せてご参照ください。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。坂元会長よろしく願い申し上げます。

○坂元会長 わかりました。最初に、委員全員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立をしているということをお知らせいたします。まず、冒頭お伝えさせていただきましたけれども、この審査会は大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第6項に基づきまして、個別の案件に関する調査審議の手続につきましては、非公開となっております。従いまして、本日はお手元の次第のうち、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」のみを公開とし、議題（2）の「個別案件の調査審議」につきましては非公開となります。従い

まして、議題（１）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退室いただくとこととしております。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題（１）「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」でございます。関連する資料は、資料１と参照条文及び参考資料です。事務局よりご説明をお願いいたします。

○平澤室長 それでは、資料１に従いましてご説明をいたします。前回までの議論で概ね内容が固まりましたので、今回初めて答申案の形にとりまとめをしているところです。

目次で全体の構成を示しておりますけれども、「はじめに」と「結論」を前出ししております。4頁以降の「結論に至った理由」がこの間議論してきた内容を反映させたものとなっております。「結論に至った理由」の第４で「大阪市としてとるべき方策」、最後に「結語」ということでまとめております。参考資料といたしまして略称の説明、諮問書、委員名簿、審議経過を付けている、という構成になっております。

早速ですが、中身の説明に入らせていただきます。1頁、「はじめに」ということで、大阪市長から受けた諮問について、その内容と諮問を行うに至った背景についての説明ということでまとめております。

続きまして、2頁、3頁、「結論」ということで、この間の議論について3点まとめさせていただきます。

1点目としましては、サイト投稿によるヘイトスピーチについて、現行条例に規定する公表を目的として表現活動者の氏名等情報の提供に関する条例の規定を設けることは、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法に違反するということ。

2点目としましては、ヘイトスピーチで権利侵害を受けた方々の支援として、大阪市がプロバイダ等から氏名等の情報の任意提供を受けるということも考えられるが、前のご議論でもございましたけれども、一地方公共団体による対応には限界があり、実効性が期待できないということで、実施については慎重に判断する必要があるといったことをまとめております。

3点目としましては、国に対して要望を行うということについての内容を記載しております。

2点目、3点目につきましては、前のご議論いただいた意見を踏まえまして、事務局で一旦とりまとめておりますので、本日もご意見いただきまして最終固めていきたいと考えております。個々の結論は、4頁以降の「結論に至った理由」のところでもまとめておりますので、先に4頁以降についてご説明させていただいた上で、説明させていただきたいと思っております。

4頁以降の「結論に至った理由」につきましては、この間議論してきた内容をとりまとめてお示ししております。前回までお示ししておりました資料から修正があった部分につきましてグレーで網掛けをしております。その部分について説明させていただきたいと思っております。

まず、8頁の下、第1の2（3）の「結論」では、もともと「プロバイダ等の判断に何

らかの影響を及ぼすもの」と記載をしておりましたが、前回の議論で曖昧な印象を受けるといったご指摘をいただきましたので、修正をさせていただいております。特にご意見ございませんでしょうか。なければ次の説明をさせていただきたいと思っております。

10頁、第3の1(1)の「目的」では、目的は表現活動者を特定することについての支援ではないかというご指摘がございまして、文章の意味をもう少し明確にした方が良くというご意見をいただきましたので、網掛けの記載の通りに修正をさせていただいております。こういった記載でよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 第3の1(3)の「支援の要件」では、前回の審議で、やはり信頼性を得られる制度でなければならないということで、プロバイダ責任制限法第4条第1項と同様の要件が必要になるのではないかとということと、ただ、実際に大阪市が表現活動者に意見聴取を行うといったことは実務的に困難であろうということで、表現活動者の方の事情については、やはり外形的な事実を基に判断することになるのではないかと、という2点についてご意見をいただいておりますので、プロバイダ責任制限法と同様の要件が必要であるということと、「もっとも」以下のところで、実務的には「外形的事実を基に権利侵害が明らかに認められるかどうかを判断する」という形でまとめさせていただいております。それについてもよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 では続きまして、12頁、第3の2(2)のイでは、「阻害するおそれがあると考えられる」の部分に網掛けをさせていただいております。「電気通信事業法第4条の目的や効果を阻害することになる」という記載にしておりましたが、こう書きますと、義務付ける場合は常に阻害するけれども任意であれば阻害しない、というふうに読めるのではないかとご指摘を受けましたので、このように修正させていただいております。これでよろしければ、次の説明に移らせていただきたいと思います。

続いて、12頁の下、第3の3「その他制度設計にあたってのポイント」の部分です。(1)の「支援の法的性質について」では、前回ご審議いただいた結論といたしまして、支援請求権までを付与する必要性は大きくないのではないかと、という委員の皆様のご意見をいただいたと思っておりますので、この趣旨を踏まえまして、支援請求権を付与するものではない、という形でまとめさせていただいております。このような形で、前回の結論を踏まえていると考えておりますが、よろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 続きまして、第3の3(2)「取得・提供する情報の範囲について」といたしまして、ア「プロバイダ等から取得する情報について」、イ「被害者に提供する情報について」ということでまとめております。

ア「プロバイダ等から取得する情報について」ということですが、この範囲についてはプロバイダ責任制限法第4条と同様とすべきであるということ。また、プロバイダ等から提供を受けた情報を蓄積し別の被害者に提供することについては、やはり権利侵害性が必ずしも同一ではないということで、個別の案件ごとにその都度プロバイダ等に要請を

するのが適当、という前回のご議論の趣旨を踏まえて整理をしております。

イ「被害者に提供する情報について」ということですが、それについても、原則としてはプロバイダ等から提供を受けた情報の提供ということであろう、というご意見をいただいております。それ以外の情報について提供する場合もあり得るけれども例外的な場合であって抑制的にすべき、というご意見をいただいておりますので、その趣旨を踏まえてこのような形で整理をしております。イの3行目ですけれども、表現活動者を特定する上で被害者の負担を軽減するという目的に鑑みて、プロバイダ等から取得した情報だけでは表現活動者を特定できない場合には、特定に必要な限度において、市が保有する他の情報についても提供する、という形の整理をさせていただいております。これについては、このまとめ方でよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 では続きまして、13頁の一番下、第3の3（2）のウ「提供にあたっての表現活動者からの意見聴取について」の「この点」以下の部分を、前回のご議論を踏まえまして、整理をしております。前回の審議におきまして、表現活動者のプライバシーの保護あるいは匿名表現の自由という観点から留意すべき点について、色々ご意見をいただいております。こういったご意見を踏まえまして、表現活動者の氏名等の情報の提供に際して、プロバイダがすでに表現活動者に意見聴取を行っていて、提供について同意を得ている場合については、そういった問題は生じないと考えられますけれども、提供について同意を得られていない場合については、やはり大阪市として提供するのであれば、意見聴取が必要であって、大阪市が意見聴取を行うという形の整理をしております。

「なお」書き以降につきましては、意見照会をしたけれども表現活動者から回答がない場合の取扱いとしまして、前回のご審議でも『プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン』に示されている取扱いに準じてよいというご意見をいただきましたので、2週間を経過しても回答がないときは、表現活動者が自らのプライバシーや表現活動における匿名性の保護に関して特段の主張を行わないものとして、被害者への情報提供の是非の判断をすることもやむを得ない、という形でまとめております。これにつきましては、こういったまとめ方でよろしいでしょうか。

○坂元会長 どうですか。ご意見はなさそうですので続けてください。

○平澤室長 では続きまして、14頁、第3の3（4）「審査会その他の学識者で構成される機関からの意見聴取について」といたしまして、もともと支援措置の対象者の認定については意見聴取するという形でまとめておりましたが、前回の審議におきまして、それ以外にも専門的、客観的な視点からの意見を聴く必要があるというご指摘をいただきましたので、いわゆる正当な理由の有無などの支援の要件や、提供する情報の範囲、表現活動者が同意しない場合の被害者への情報提供の是非といったものについても、やはり慎重な判断が必要ということで、専門機関の意見を聴いて行うこととすべき、という形でまとめ直しております。こちらについてもこういったまとめ方でよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 続きまして、第3の3（5）「提供した情報の目的外利用の防止措置について」という

ことで、前回の審議におきまして、制裁的な措置をどうするかというご議論をいただきましたけれども、実際プロバイダ責任制限法におきましても制裁的な措置は設定されていないということと、そういった制裁を科したとしても実際に機能するののかという点では、実効性が期待できないのではないかというご指摘をいただいたところです。その趣旨も踏まえましてまとめております。

また、支援の要件として、過去に目的外利用していないということを盛り込むこと、あるいは、誓約書を提出させるといったことも、誓約書自体に法的拘束力はないにしても、事実上の影響力というものは期待できるのではないかと、というご意見をいただいておりますので、「また」以下のところで、目的外利用の予防措置として要件に盛り込むことも考えられるという形でまとめております。

「なお」書き以降のところには、なかなか実効性は難しいといったことも理由として説明させていただいております。結論としては、プロバイダ責任制限法第4条第3項と同様の趣旨の規定を条例に設けるということと、目的外利用の予防措置として要件を設けるということも考えられる、という形で整理をさせていただいております。それにつきましても、これでよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 では続きまして、15頁の下、第3の4「課題・問題点」も前回の審議の際に、支援制度につきましているいろいろご意見をいただいた中で、併せてこういった制度を実際に運営していくにあたっての課題についてご指摘がございました。そのご指摘から、3点とりまとめさせていただいております。

まず、(1)「プロバイダ等による情報の廃棄」としまして、やはりヘイトスピーチ条例に基づきまして審査会の意見を聴いた上でのヘイトスピーチ該当性の判断というのが、まず前提となってくる。当然、慎重な審査が必要ですので非常に時間がかかる。一方で、インターネット上の発信者情報につきましては、特に保有する期間について、現在規定がございませんので、だいたい3か月ないし1年といわれている一定期間経過後には廃棄されてしまうということになりますと、ヘイトスピーチの認定をした後では、すでに情報自体がなくなってしまう可能性が高いのではないかと、ということで、実現可能性に大いに疑問があるのではないかと、ということをして1つ目の課題としていただいております。

(2)「プロバイダ等の情報提供の任意性」としまして、本件支援については、大阪市から要請いたしましても情報提供するかどうかはプロバイダ等の判断に委ねられるということ踏まえ、プロバイダ等の理解を得て表現活動者を特定するために必要な情報の提供を受けるには、やはり相当な理由説明を要することも想定され、結果として、大阪市が支援を必要と認めてもプロバイダ等から情報の提供を受けることができないことで支援できないこともあり得るのではないかと、というご指摘をいただいております。

(3)「運営にあたっての事務、コスト等の増」としまして、本件支援にあたりましては、被害者の権利侵害の明白性や情報を取得する正当な理由の有無、情報の範囲といったことにつきまして、専門的な観点からやはりご意見をいただく必要がある。そうなります

と、現在の体制から考えて、相当体制強化が必要であり非常に事務とコストが生じる、ということも想定されるのではないかと。一方、ヘイトスピーチの中には、特定の個人、団体を直接の対象とするものではなく、集団を対象として行われるものもある。こういったものについては、支援の要件になかなか該当しないということで、被害者から申請があっても最終的には支援が行われないというケースも生じてくるのではないかと。そうなりますと、多大な事務、コストをかける一方で、支援に繋がらないという事態を招くことになり、結果として市民の期待を裏切るといったことも懸念されるのではないかと。こういった3点につきまして、ご議論をいただいていたと思います。

審査会のご意見といたしましては、これらの課題について国レベルの対応が必要ではないかということで、審査会としては市長からの諮問に答える形で本件支援の枠組みということで提示はするけれども、支援の実施については慎重な判断が必要ではないかと考えられるということ、また、一地方公共団体の取組みといたしましては、現行条例によるものが限界であって、やはり国レベルでの対応が必要であるということを示し、前回の審議でご意見をいただいていたと思います。課題につきましては、第3でまとめさせていただいております、国レベルでの対応が必要であり、国レベルでの対応としてこういったものがあるのかということにつきましては、次の第4で趣旨をとりまとめるという形にしております。

第3のご指摘いただきました課題・問題点につきましては、事務局で一旦とりまとめておりますけれども、こういった趣旨で、先生方のご意見が反映されているということで、よろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○平澤室長 では続きまして、17頁以降、第4につきまして、(1)から説明をさせていただきたいと思っております。それぞれご意見をいただきたいと思いますので、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、(1)のA「ヘイトスピーチ解消法に基づく地方公共団体の施策の推進の支援」ですけれども、ヘイトスピーチ解消法第4条、これは、国は地方公共団体の施策を積極的に支援すること、と規定されていることを受けまして、地方の制度を後押しする仕組みが法律で認められてもいいのではないのかというご意見をいただいております。具体的には地方公共団体が、プロバイダ等から表現活動者を特定するために、必要となる情報の提供を受けることができるよう、電気通信事業法ですとか、あるいはプロバイダ責任制限法上で措置を講じるということをお願いしてはどうかということのご意見もいただいていたかと思っております。その趣旨を踏まえまして、Aの部分については、まとめております。

また、18頁2つ目の段落「これらの規定を踏まえ」ですけれども、「サイト投稿による法定不当言動について」という記載は「結論」で先に出てきますので略称を使っておりますが、国に対して対応を求めていくということですので、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」であってインターネット上の投稿サイトを利用して行われるもの、といった趣旨で書かせていただいております。こちらの部分につきまして、ご意見等がございましたら、いただきたいと思います。よろしくお願

します。

○坂元会長 ありがとうございます。前回、本件支援についての課題・問題点があるという委員の皆様のご意見を頂戴し、それを事務局としてまとめていただいたわけですが、そうした課題・問題点を踏まえて、大阪市が支援を実施するにあたっては、現行法のシステムの下では、一地方公共団体としての取組みには限界があるということで、第4「大阪市としてとるべき方策」として示されたわけですが、これにつきまして、各委員のご意見を頂戴できればというふうに思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○角松委員 18頁の第2段落1行目と2行目の「サイト投稿に係る法定不当言動」ですけれども、今、事務局からご説明がありましたように、この「法定不当言動」というのは、ヘイトスピーチ解消法という「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を指すものですが、大阪市の条例の「ヘイトスピーチ」とは概念にずれがあるものの、ここは市としての要望を書くところであって、大阪市としてはあくまでも条例を運用してきた立場から問題となった点を要望していく、というものだと思いますので、ヘイトスピーチ解消法の概念に限定するのではなく、一般概念としての「ヘイトスピーチ」という表現でよいのではないかと思います。要望を受けて国が実際に措置を講じる場合には、結局ヘイトスピーチ解消法の概念に沿って規定することになるのかもしれませんが、市としての要望としては、一般概念としてのヘイトスピーチでよいのではないかと考えます。

○坂元会長 ありがとうございます。今のような形で、一般概念としての「ヘイトスピーチ」という用語を用いるということで、ご異論ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○平澤室長 それでは、「サイト投稿による法定不当言動」を「サイト投稿によるヘイトスピーチ」に変えるという形で整理をさせていただきます。

続きまして、電気通信事業法とプロバイダ責任制限法上の措置を講じるということで書かせていただいておりますけれども、こちらにつきまして具体的にご意見等ございましたら、いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○坂元会長 それでは、電気通信事業法、それからプロバイダ責任制限法について、委員の皆さんからご意見があったらということで、どなたでも結構です。

○松本委員 国に法律改正を要望するという時に考えられるのは、電気通信事業法とプロバイダ責任制限法だと思いますが、より根本的なのは電気通信事業法の改正だと思います。

電気通信事業法の改正を行うとした場合、どのように改正してもらおうと大阪市がこれまで進めてきたようなヘイトスピーチ対策が円滑に行えるか、という点から考えますと、例えば、地方公共団体が、サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者を支援することを目的とし、プロバイダ責任制限法第4条第1項各号に掲げる要件を当該被害者が具備していることを認定するための、条例所定の適正な手続を実行した上で、プロバイダ等に対して発信者を特定するための必要な情報の提供を求める場合は、当該プロバイダが当該情報を提供することについての、電気通信事業法第4条の規定の特例措置を講じる、というような改正というのが考えられるのではないかと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。松本委員から、プロバイダ等に対して発信者を特定するために必要な情報の提供を求める場合には、当該プロバイダ等が当該情報を提供することに

についての電気通信事業法第4条の規定の特例措置を講ずる、ということ国に求めてはどうかというご提案がありましたけれども、こういう形で提案するという事によろしいでしょうか。それでは、そういう形で、事務局でとりまとめていただければと思います。

次に先ほど、電気通信事業法と並んで、プロバイダ責任制限法について言及がございましたけれども、その点について、委員の中で、何かご意見ございませんでしょうか。

○濱田委員 プロバイダ責任制限法上の措置として、サイト投稿によるヘイトスピーチがあった場合の発信者情報の開示請求を、現行のプロバイダ責任制限法に基づく制度よりもより容易にするということが、具体的には考えられると思います。例えば、プロバイダ責任制限法を改正しまして、地方公共団体が、サイト投稿によるヘイトスピーチの被害者を支援することを目的として、プロバイダ等に対してヘイトスピーチの発信者を特定するために必要な情報の提供を求める場合には、当該地方公共団体がプロバイダ責任制限法第4条第1項各号に掲げる要件を当該申出のあった被害者が具備していることを認定する条例所定の適正な手続を履践してプロバイダに請求した場合には、当該プロバイダに対して、発信者情報の開示を義務付けるという制度を、現行法を改正して、定めることが考えられると思います。

○小野委員 今の濱田先生のご意見ですけれども、あるいは、プロバイダ責任制限法を改正して地方公共団体が同法第4条第1項各号の要件を被害者が具備していることを認定するための適正手続を法定する。法律所定の手続を履践した上でプロバイダ等に当該情報の提供を求めるという場合には、当該プロバイダ等に対して提供を義務付ける、あるいは、提供したことについて発信者に対する責任を免除するといったことも考えられるのではないかと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。その他、プロバイダ責任制限法につきまして、国に要望するという事で、何かご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今お二人の委員から、プロバイダ責任制限法の改正についての要望というのが出ましたので、事務局でまとめていただければと思います。

○平澤室長 わかりました。それでは、電気通信事業法とプロバイダ責任制限法の改正につきまして、3点ご意見をいただきましたので、この点を踏まえまして、事務局でとりまとめをさせていただきます。

続きまして、18頁、第4(1)のイ「プロバイダ責任制限法第4条の規定による発信者情報の開示請求に係る裁判の申立てにおける被害者の負担軽減等」につきましては、プロバイダ責任制限法第4条の規定による開示請求に際しまして、裁判管轄の問題等も議論になりましたけれども、そういった負担軽減についての措置を求める内容という形でまとめております。この部分につきましても、もう少しご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂元会長 事務局から、発信者情報の開示請求に関する負担軽減について、委員の中で何かご意見がないかということでありましたけれども、この点について、こういう形でというようなご提案はございますでしょうか。

○濱田委員 現行、プロバイダ責任制限法第4条に基づく発信者情報開示請求について、訴訟手続を

もってプロバイダに対して開示を請求する場合には、基本的に被告の住所地を管轄する裁判所とするという形で運用されている関係上、大手のプロバイダは基本的に住所地が東京に集中しているということで、全国いろんなところで発信者情報開示請求をしたいという請求権者がいますけれども、皆、東京地裁に行って手続をしないといけないという現状があります。そういった被害者の負担を軽減するために、例えばサイト投稿に係るヘイトスピーチについて発信者情報開示請求をする場合には、そのヘイトスピーチの被害者の住所地を管轄する裁判所にも発信者情報開示請求権の訴訟についての管轄を認める、というような改正を考えることもできるのではないかと思います。

○小野委員 実務的に問題があるのは、プロバイダがその発信者情報を保存する期間は極めて短いということを聞いておりますので、その発信者情報を廃棄してしまわないように、被害者の方から裁判の申立てがあった場合には、プロバイダ等に発信者情報に関する通信記録の保存を義務付けるといった措置も必要になると思います。

○坂元会長 プロバイダ責任制限法の改正につきまして、濱田委員からは被害者の負担を軽減するために、被害者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所に追加することを国に求めているかどうかということ、小野委員からは、発信者情報がかなり短期に廃棄されるので、被害者から裁判の申立てがあった場合には、プロバイダ等に発信者情報に係る通信記録の保存を義務付けるといった改正を求めているかどうかというご提案が出ました。こういうものも、事務局でとりまとめていただければと思います。

○平澤室長 わかりました。裁判管轄の問題と保存期間の問題ということでご提案いただきましたので、この内容を踏まえてまとめたいと思います。

続きまして、18頁、第4（2）「インターネット上の投稿サイトを利用して行われる不当な表現活動への対応」につきまして、前回の審議では、特定の個人、団体の権利侵害には還元されないヘイトスピーチについては、憲法上の制約もあり非常に難しい問題ですけれども、一定の属性を有するものとしての個人の尊厳を損なうということに着目した対応を国に求めているかどうか、という趣旨のご意見をいただいていたかと思います。その趣旨を踏まえまして、（2）の2つ目の段落ですけれども、こうした具体的な権利侵害が認められない表現活動に対する救済というのは、現行法の枠組みではなかなか難しいということですが、こうした表現活動は、やはり個人の尊厳を害するおそれがあると、特定の個人や団体の具体的な権利侵害に至らないものであってもなんらかの対応が必要であると考えられることから、国において、表現の自由に十分配慮しながら、その対応策についての検討を進める、という形で整理をさせていただいております。このあたり、先生方のお考えのご趣旨が反映されているかどうかも含めまして、ご意見をいただければと思います。

○坂元会長 先般の議論を踏まえて事務局として整理をしているけれども、それが十分に反映されているかどうかという部分について、委員のご意見を頂戴したいということですが、この点についてどなたか。

○松本委員 これは文言を修正してくれという意味での意見ではないですけれども、ここで書かれていることの趣旨について、私の見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、一般論といたしまして、権利侵害を要件としない対応策についてどう考えるか、という問題がやはり重要ではないかと思っております。私自身は、慎重であるべきではないかと考えております。特定の個人や団体の具体的な権利を侵害するということに至らないものに対して厳しい対応をとるということにしますと、表現の自由との関係を真正面から問われざるを得なくなると思われます。大阪市の現行条例も規制にまでは踏み込んでおらず、ヘイトスピーチの認定は行いますけれども、認識等の公表ということでバランスを取っています。

もちろん、具体的な権利侵害に至らないヘイトスピーチであっても、そのような言動は非難されてしかるべきだと思いますけれども、ヘイトスピーチである以上規制されてしかるべきである、と言い切って対応策をとるよう求めることに対しては謙抑的であった方がよいのではないかと思います。その意味で、国においても表現の自由に十分配慮したヘイトスピーチ対応策をとるよう求めていくべきではないかと考えます。

○坂元会長 松本委員から言及がございましたけれども、国においても表現の自由に十分に配慮したヘイトスピーチ対応策をとるよう求めていくべきではないか、というご意見を頂戴いたしました。その他、何かご意見はございますでしょうか。

○平澤室長 それでは、第4「大阪市としてとるべき方策」についていただいたご意見を整理させていただきますと、(1)のアにおきましては、国における対応として、電気通信事業法上の特例措置やプロバイダ責任制限法上の措置についてのご提案をいただきましたので、これを反映させるということ、(1)のイにつきましては、裁判管轄やデータの保存期間についての要望を付け加えるということ、(2)につきましては、この表現でご了解いただいたと、私どもとしては理解させていただいておりますが、こういった形で委員の皆様方よろしいでしょうか。

○坂元会長 よろしいでしょうか。

○平澤室長 それでは、続きはそれを踏まえまして、2頁の「結論」に戻っていただきますけれども、ただいまの議論で言いますと、2頁の下、3(1)「表現活動者を特定する上での被害者の負担軽減」のア「ヘイトスピーチ解消法に基づく地方公共団体の施策の推進の支援」、文言につきましては修正させていただくこととなりますけれども、まず、このアと次頁のイ「プロバイダ責任制限法第4条の規定による発信者情報の開示請求に係る裁判の申立てにおける被害者の負担軽減等」、そして(2)「インターネット上の投稿サイトを利用して行われる不当な表現活動への対応」という形でまとめていきまして、具体的な中身をどこまで盛り込むかにつきましては、一旦、事務局で預からせていただいて、また委員の皆様方には見ていただきたいと思いますと思っております。そういった形で、答申を全体としてまとめていくということにつきましては、先生方がいかがでしょう。ご意見ございましたらいただきたいと思っております。

○坂元会長 いかがでしょうか。今、事務局で、今日頂戴したご意見を踏まえて、「結論」の部分も具体的に盛り込んでいくという形で修正をしたいということですが。

○角松委員 趣旨の方で異論はないのですけれども、「結論」の構成として、1は公表を行うことを目的とした情報の取得について、2はそれ以外を目的とした取得について、というふうに

整理されていると思います。その点は、目次でも第1、第2という形で、公表を目的とする取得、目的としない取得という整理がされているのですが、「結論」にはそういった整理が出ていないので、その点をもう少し明らかにするよう修正いただいた方がよいのではないかと思います。

と申しますのは、1の3行目以降に「情報の提供を義務付けるものはもとより、情報の提供についてのプロバイダ等の判断に影響を与え表現活動を委縮させるようなものである限り、電気通信事業法第4条並びにプロバイダ責任制限法に違反する」と書かれていますが、これはあくまで公表目標の情報取得に限定されたものだというのが全体の趣旨だと思いますので、その点は誤解されないようにすることが大事かと思いました。

○坂元会長 ありがとうございます。今、角松委員から「結論」の1の記述ぶりにつきまして、誤解がないように事務局で整理して欲しいということでありました。

○平澤室長 わかりました。ご指摘のとおり、こちらにつきましては整理をさせていただきます。

○坂元会長 それでは、それ以外、特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、これまでの委員の皆様による審議で答申案についての実質的な審議は尽くされたと思いますので、事務局で本日のご提言を踏まえまして内容を答申案に反映していただき、答申案を電子メールで委員へ送付をしていただいて、委員の皆様にはその内容をご確認いただき、何かお気づきの点があれば事務局へ返送していただければと思います。

最後の文章の細部につきましては、その文章の確認、あるいは調整については、会長である私にご一任いただくことといたしまして、答申のとりまとめに向けた作業を進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、今申し上げたような内容で、答申案についての調査審議を締めくくりたいと思います。

以上で本日の次第(1)の議題を終了いたします。これ以降は、非公開での調査審議を行いますので、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退室をいただきますようお願い申し上げます。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題（２）個別案件の調査審議

【継続案件（３件）の調査審議】

- 継続案件のうち３件について、調査審議を行った。
- ３件すべてについて次回以降引き続き審議することとした。

【第21回・第22回会議要旨の確認】

- 第21回及び第22回の会議要旨を確定した。

以上